

三浦半島ブルーカーボン推進会議設置要領

(目的)

第1条 三浦半島4市1町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町をいう。）では藻場の消失（磯焼け）や二酸化炭素排出量の削減という喫緊の共通課題を抱えている。この解決に向け、相互に連携し、水産業の発展や海洋環境保全を図ることを目的として、三浦半島ブルーカーボン推進会議（以下「BC推進会議」という。）を設置する。

(連携事業)

第2条 BC推進会議では、お互いの有する情報の共有、意見交換を通じて、より効果的に磯焼け対策やブルーカーボンに関する事業を展開する。

(構成員)

第3条 BC推進会議の構成員は、各市町の担当部局長とする。

(会長)

第4条 BC推進会議に会長を置き、構成員の互選により選任する。

2 会長は、会議の議事進行を務める。

3 会長の任期は、1年とする。

(開催等)

第5条 会長は、BC推進会議を招集する。

2 実務的な検討を行うため、各市町の担当で構成するワーキンググループを設置する。

(オブザーバー等)

第6条 会長は、構成員の協議に基づき、必要に応じて、神奈川県、有識者、及び関係者等へBC推進会議への参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 BC推進会議の事務局は、会長が属する市町に置く。

2 事務局は、BC推進会議の開催に関する事務を務める。

(設置期間)

第8条 BC推進会議は、本要領の施行日から令和7年3月31日までとする。ただし、設置期間が満了するまでに、構成員全員より継続について合意が得られたときは、同一の条件で1年間延長し、以後も同様とする。

2 前項の規定によらず、構成員が発議し、構成員全員から合意が得られたと

きは、ＢＣ推進会議を廃止することができる。

（その他）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、ＢＣ推進会議の運営に関して必要な事項は、構成員の協議に基づき会長が定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。